

平成30年度9月補正予算に対する要望書

平成30年8月28日

我が国の景気は、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかな回復基調が続いているものの、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響など景気の先行きに対する不透明感も見られる状況である。

政府は、本年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、少子高齢化が進む中、持続的な成長経路の実現に向けて潜在成長率を引き上げるため、「人づくり革命」と「生産性革命」に最優先で取り組むとともに、経済の好循環を地域に広げていくため、地域に雇用を確保し、新しいひとの流れを生み出すことで、地方創生を実現することとされた。

このような中、本県が取り組む「とちぎ創生15戦略」は後半4年目となり、目標に対し「概ね順調」と評価されているが、さらなる地方創生の深化に向けて、県内経済の活性化をはじめとして、実効性のある施策を積極的に展開し、「選ばれるとちぎ」を実現していかななくてはならない。

そして、本年は、大阪府北部での大地震、各地で頻発する豪雨、危険とも言える記録的な猛暑など過去に類を見ない異常気象が続いており、特に、西日本を襲った平成30年7月豪雨等では、河川の氾濫等により多数の尊い命が失われ、甚大な被害が発生した。最優先で取り組むべき課題は、「県民の安全・安心の確保」であることは論をまたず、早急に対策を講じ、県民の不安を払拭していかなければならない。

そこで、県は平成30年度9月補正予算の編成に当たっては、安全・安心な暮らしの実現や県内の経済活性化等直面する喫緊の県政課題に的確に対応するため必要な措置を講じる必要がある。

こうした状況に鑑み、別紙のとおり要望書を取りまとめたので、検討の上それぞれの措置を取られるよう要望する。

I 予算要望事項

単位：千円
() 内は内数

1. 安全・安心な暮らしの実現について

(1) 防災・減災対策の推進について

西日本に甚大な被害をもたらした平成 30 年 7 月豪雨をはじめ、局地的かつ集中的な豪雨が全国各地で頻発している状況から、本県も例外ではないと多くの県民が不安に感じている。

自然の猛威から県民の生命・財産を守るため、河川の氾濫や土砂崩れ等の不測の事態に備え、防災・減災対策に積極的に取り組み、災害に強い県土づくりを推進していくこと。

(重点事業)

○緊急防災・減災対策事業費	1,400,000
	(政調上乗せ 1,400,000)
○公共事業関連調査費	300,000
	(政調上乗せ 300,000)

(2) 県立学校等における安全確保対策について

本年 6 月に発生した大阪府北部を震源とする地震では、学校のブロック塀の倒壊により児童の尊い命が奪われた。

本県の県立学校等においても、設置年次が古く、現行法令の基準に適合しないブロック塀等が相当数あることから、生徒等の安全確保のため、改修工事など必要な対策を早急に実施すること。

(重点事業)

○県庁舎等ブロック塀等緊急対策事業費	182,000
○県立学校ブロック塀等緊急対策事業費	401,000
○警察施設ブロック塀緊急対策事業費	218,000

(3) 県立学校における学習環境の整備について

今夏は、異常な高温に見舞われる猛暑となり、学校行事等において熱中症と見られる症状で生徒が緊急搬送される事案が多発した。

本年 4 月に学校環境衛生基準が改正されたことも踏まえ、生徒の健康の保持増進を最優先に、適切な学習環境の確保、ひいては学習能率の向上にも資するよう、授業や学校行事等におけるソフト面での熱中

症対策はもとより、空調設備が未設置の学校については、来年の夏には使用できるよう整備を進めること。

さらに、県立学校施設については、「栃木県立学校施設長寿命化保全計画」等に基づき計画的な改修を進めているところであるが、特に、老朽化が著しい施設については、計画を前倒して整備すること。

(重点事業)

○県立学校空調設備整備事業費	500,000
	(政調上乘せ 500,000)
○県立学校施設長寿命化推進事業費	50,000
	(政調上乘せ 50,000)

(4) 共生社会づくりについて

障害者が住み慣れた地域で自立して生活していくためには、様々な障害に対する県民の理解を促進し、障害の有無に関わらず、互いに人格と個性を尊重する共生社会づくりを進めていく必要がある。

障害者の地域生活への移行を促進するため、障害福祉サービス等の提供基盤の整備等を積極的に進めること。

(重点事業)

○障害者福祉施設整備助成費	48,600
---------------	--------

2. 県内経済の活性化について

(1) とちぎブランドの海外発信について

日EU・EPA等の交渉妥結や香港における本県農産物の輸入規制の緩和など、とちぎブランドの魅力を海外に発信していく絶好の機会である。

来年度のアフターDCや東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会も見据え、海外からの観光誘客を進めるとともに、海外における日本食人気の高まりを踏まえ、本県農産物のおいしさや安全性をPRし、海外での販路開拓に資する取組を行うこと。

(重点事業)

○浙江省・香港との交流促進事業費	7,428
○とちぎ農産物香港プロモーション事業費	5,366
○とちぎのいいもの・いいわざ海外展開促進事業費	3,000

(2) ものづくり県とちぎの推進について

ユネスコ無形文化遺産に登録された結城紬は、技術の継承や販売・収益力の向上等が喫緊の課題となっている。一貫生産工程に対応できる拠点を整備し、多工程に対応できる後継者の育成や新商品開発等を支援すること。

また、昨年開催された「とちぎ技能五輪・アビリンピック 2017」の成果をレガシーとして継承すべく、引き続き、若手技能者の育成強化、裾野の拡大に努めること。

そのために栃木県職業能力開発協会が設置する基金については、民間企業等からの寄付を積極的に受けることができるよう周知に努めるなど、事業の継続性を図ること。

さらに、I o T等第4次産業革命の技術革新の進展により、産業構造が劇的に変化していく中、県内産業の競争力をより一層強化し、企業等がこれらの動きに的確に対応できるよう、積極的に支援すること。

(重点事業)

○紬織物技術支援センター整備費	166,619
○技能五輪・アビリンピック選手育成強化等推進事業費	30,000
○I C T等活用促進事業費	2,500

3. 県民生活・経済を支える基盤整備について

(1) 農業農村整備事業の推進について

農業の担い手が減少する中、地域農業の生産性向上を図るためには、農地の集積・集約化を進めるとともに、生産基盤を強化する必要がある。

農地の大区画化や老朽化した農業水利施設の長寿命化、耐震化などの農業農村整備事業を着実に推進すること。

(重点事業)

○公共事業費（農政部）	890,551
-------------	---------

(2) 道路照明のLED化の推進について

道路照明は、自動車や歩行者等の安全な通行を確保するために不可欠な施設であるが、より節電効果の高いLED照明に交換することにより、CO₂削減による地球温暖化対策にも寄与することはもとより、電気料金をはじめとする維持管理費の抑制に効果が見込まれる。

先行する県北、県南地域に続き、県央地域においても、民間ノウハウを活用したＥＳＣＯ事業により積極的にＬＥＤ化を推進すること。

(重点事業)

○道路照明ＥＳＣＯ事業費(債務負担行為) 2,040,000

(3) 公共交通ネットワークの整備について

超高齢社会を迎え、車社会から公共交通への転換を図るためには、利用者の利便性を考慮し、一次・二次交通の連携強化を図ることが重要である。特に、宇都宮市と芳賀町が進めるＬＲＴ整備事業については、既存の公共交通と効果的に組み合わせることで、効率的で質の高い公共交通ネットワークの形成が期待されている。

これらの取組を着実に進めるため、県として積極的に支援していくとともに、ＬＲＴと車両の双方が円滑に通行できるよう、必要な交通安全施設の整備について万全を期すこと。

(重点事業)

○芳賀・宇都宮ＬＲＴ整備事業費補助金 780,000
○芳賀・宇都宮ＬＲＴ関連交通安全施設整備費 43,740

(4) 県庁正門前交差点の改良について

県庁舎周辺の道路においては、県庁正門前交差点を中心に、通勤者等による朝夕の慢性的な交通渋滞が発生している。

現在、解体作業が行われている栃木会館の跡地を有効活用し、効果的な渋滞対策を行うこと。

(重点事業)

○県庁正門前交差点改良事業費 30,000

計 19 重点事業 5,058,804 千円

《債務負担行為 2,040,000 千円》

(政調上乗せ 2,250,000 千円)

Ⅱ 政策要望事項

1. 地方創生の推進について

人口減少の克服と地域の活力の維持を目指す「とちぎ創生15戦略」については、経済活動分野に関する成果指標はおおむね順調に推移しているものの、都道府県間人口移動数や合計特殊出生率といった人口動態に関する成果指標については遅れが生じている。

また、本県の地方創生を実現するためには、各市町がそれぞれの取組を着実に推進することが重要であることから、引き続き各市町とも十分に連携を図りながら、本県の強みを生かした産業の振興、移住・定住対策や少子化対策等、15戦略に掲げた施策を積極的に推進すること。

2. 県内経済の活性化について

(1) 産業の振興について

我が国の景気は、世界経済の拡大傾向を受けた企業収益の改善や個人消費の持ち直しなど、緩やかに回復基調が続いているとされているが、中小・小規模企業は、依然として厳しい経営環境に置かれている。

そこで、「栃木県中小企業・小規模企業の振興に関する条例」の趣旨を踏まえて構築した「とちぎ地域企業応援ネットワーク」を活用し、支援機関が互いに連携しながら、オール栃木体制で中小・小規模企業の経営力の向上と持続的な発展を支援すること。

(2) 産業人材の確保について

人口減少社会が本格化する中、本県の地域経済をより一層活性化していくためには、産業の基盤を支える人材を安定的に確保していくことが肝要である。

平成30年6月現在の県内の有効求人倍率は1.46倍と61ヶ月連続で対前年比が増加、大学や高校等の新卒者就職内定率も過去最高の数値となるなど、景気の回復基調を受けて改善が進む一方、求人する側の企業、特に中小・小規模企業にとっては人材不足が深刻な状況となり、人材の確保が急務となっている。

このため、新規学卒者や離転職者など様々な人材に対する企業とのマッチングの支援に加え、若者のU I Jターン就職を一層促進するなど、産業人材の確保に努めること。

(3) 働き方改革の推進について

本年6月に成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備

に関する法律」を踏まえ、働く人一人ひとりが、その意思や能力、個々の事情に応じて柔軟な働き方が選択でき、女性や高齢者、障害者など多様な人材が活躍できる社会を構築するとともに、中小・小規模企業の生産性の向上にも資するよう、県内企業の働きやすい職場環境の整備に向けた支援に積極的に取り組むこと。

(4) 産業団地の整備と企業誘致について

企業の設備投資意欲が高い状況が続いていることから、産業団地の分譲が好調に進む一方、企業に紹介可能な産業用地が減少している。地域における雇用の確保や人口維持、地域経済の活性化を図るためには、企業立地を推進していく取組は重要であるため、県がコーディネーターの役割を発揮して市町と連携し、企業ニーズを十分踏まえながら、企業立地の受け皿となる新たな産業団地の整備に取り組むとともに、戦略的な企業誘致の推進を図ること。

(5) 観光誘客の推進について

本年4月から6月にかけて行われたDCは、全国に向けたとちぎの魅力ある観光地の紹介や、県民の心のこもったおもてなしなどにより、本県の知名度向上や魅力の発信に大いに効果があったところである。これからも観光産業が発展していくために、以下の項目に取り組むこと。

- ① 観光立県とちぎの実現を図るため、DCの課題の検証をしっかりと行うとともに、その成果をDCレガシーとして継承し、来年行われるアフターDCや東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会、いちご一会とちぎ国体に向けて、入込数はもちろん、宿泊数の増加にもつながるような戦略的な観光誘客施策を展開すること。
- ② 14年ぶりに開設された「大阪センター」を拠点とし、本県の認知度が低いと言われる関西圏等に向け、本県の魅力ある観光資源や県産品等の情報発信に積極的に取り組み、本県の知名度向上等や更なる観光誘客の推進を図ること。

3. 安全・安心な地域社会づくりについて

(1) 公共工事の円滑な執行について

建設業者は異常気象に係る災害復旧の対応や防災・減災対策、社会資本の老朽化対策等の担い手として、地域を支える重要な役割を担っている。

一方、建設業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、東北の震災復

興や東京オリンピック・パラリンピック関連の大型事業が本格化し、建設資材の高騰や労働者等の確保の面で多くの課題を抱えている。

そこで、担い手3法の趣旨や働き方改革への取組を踏まえ、労務等の確保に供する余裕期間設定、職場環境改善のための週休2日制工事などに取り組み、地域の実情に応じた工事発注や、労務・資材等に係る価格変動の適切な設計単価への反映、公共工事に携わる技術者の確保、若手技術者の育成等に努めること。

(2) 社会資本の老朽化対策について

道路・河川等の社会資本は、県民の日常生活や経済活動を広く支える重要な社会基盤である一方、高度経済成長期に集中的に整備された施設の老朽化が進んでおり、早急な対応が求められている状況にある。

このため、これらの社会資本については、公共施設等総合管理基本方針の理念に基づき、施設ごとの長寿命化修繕計画を着実に推進するとともに、その財源の確保に努めること。

特に、平成26年度策定の舗装長寿命化修繕計画において、緊急修繕が必要な劣化・損傷が深刻な区間を概ね5～6年で1,000 km程度解消するとしているが、依然として修繕すべき箇所が数多く見受けられることから、計画を着実に進めること。

(3) 道路整備の推進について

本県における人口減少克服と地方創生のためには、大都市圏や海外から人と産業を呼び込み、活発な交流と経済活動を促進するとともに、県民が安全で安心した生活ができる環境づくりが不可欠である。

このため「とちぎみちづくり構想」に基づき、高速道路の機能強化や、幹線道路ネットワークの整備、ミッシングリンクの早期解消など、広域的な連携・交流を支える基盤づくりを効果的に推進するとともに、子どもたちが安心して通学できる歩道の整備をはじめ、日常の買い物や通院に使用する県民生活に密着した身近な社会資本の整備をより一層推進すること。

(4) 県内の公共交通網の再構築について

県は、宇都宮市と芳賀町が進めるLRT整備事業への支援を明確にするに当たり、LRT整備事業により県内の他の地域においても公共交通の充実強化に向けた取組が一層加速するという効果が期待できることから、各市町・交通事業者と連携し、地域公共交通網形成計画の策定やその実現に向けた取組を積極的に支援・推進していく、としている。

一方、県内各市町においては、交通弱者対策等の観点から、効果的・効率的で持続可能な公共交通の充実・強化策に取り組んでいるが、期待どおりの成果は得られておらず、特に県や市町をまたぐ公共交通については、その連携・整備が十分に進んでいない状況にある。

そこで、県内の他の地域における公共交通網の再構築や利便性の向上に向けても、県として積極的に関与し、十分な支援を行うこと。

(5) 公共交通のバリアフリー化等の促進について

高齢者や障害者はもちろん、乳幼児や妊産婦などに対する様々なバリアを解消するため、ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシーの普及促進、鉄道駅のバリアフリー化を促進するとともに、地域住民はもとより来訪者の利便性の向上を図るため、交通系ＩＣカードの導入促進についても検討すること。

(6) 防災対策の推進について

平成 30 年 7 月豪雨や昨年 7 月の九州北部豪雨など、近年の災害は、頻発化・激甚化が顕著となっており、多数の死者や家屋の浸水・倒壊など甚大な被害が生じている。本県においても、次に掲げるような対策に取り組み、災害に対する備えに万全を期すこと。

- ① 緊急車両の円滑な通行や避難所や社会福祉施設等公共性の高い施設への道路を確保するため、橋梁の耐震補強や道路法面の防災対策等を積極的に推進すること。
- ② 住民の迅速な避難を促すため、土砂災害警戒区域の指定箇所の周知等ソフト対策を進めるとともに、ハザードマップの見直しやタイムラインの早期作成について市町への支援を行うこと。

また、災害の恐れがある場合の情報伝達についても、課題分析等を行い、実効性ある防災体制の強化に努め、市町に対しても必要な助言・支援を行うこと。

- ③ 災害発生後の復旧・復興にはボランティアによる被災者支援が必要不可欠であることから、災害ボランティアを円滑に受入れ、効果的な支援に結びつけられるよう、市町や社会福祉協議会、ＮＰＯ等との役割分担や連携強化など、受入れ体制の整備に努めること。
- ④ 県立博物館及び県立美術館が所蔵する歴史的文化財や美術品等を守り引き継いでいくため、大規模災害に備えて万全の保存・保管対策に努めること。

また、万が一被災により収蔵品が被害を受けた際のために、国及び他の関係機関との協力体制整備や民間との連携に努めること。

(7) 気候変動適応法への対応について

近年、異常気象の発生頻度が高まっており、今後も被害の発生が懸念されていることから、国は、これまで進めてきた地球温暖化対策に加え、本年6月に気候変動適応法を制定し、関係者が一丸となって気候変動の影響による被害の回避・軽減対策を推進することとした。

そこで、県民の安全・安心を確保できるよう、県においては気候変動に対する国の情報収集に努め、さらに県内市町に情報を伝達するなど、地球温暖化対策と気候変動への適応策を車の両輪として、着実な推進に努めること。

4. 保健・医療・福祉対策について

(1) とちぎの子ども・子育て支援条例（仮称）の制定について

平成29年の本県の合計特殊出生率は1.45と昨年から0.1ポイント低下し、全国順位も34位と低迷するなど依然として少子化に歯止めがかかっていない。

今年度中に制定を目指す「とちぎの子ども・子育て支援条例（仮称）」については、誰もが安心して子どもを生み育てることができる“とちぎ”の実現を目指し、結婚から妊娠・出産、子育てまでを県民全体で支えるという機運醸成につながるものとなるよう検討すること。

(2) 児童虐待防止対策の更なる強化について

東京都目黒区で両親から虐待を受け5歳児が死亡するという痛ましい事件があったが、国においては、増加する児童虐待に対応し、子どもの命が失われることのないよう、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が決定された。この緊急総合対策を受け、県においても、児童相談所と警察の情報共有の強化など関係機関との連携強化等を図るとともに、老朽化の著しい県北児童相談所の整備等児童相談所の機能強化に取り組むこと。

あわせて、市町の相談支援体制や専門性強化のため、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点の設置促進を図るなど、更なる児童虐待防止対策の強化に努めること。

(3) 健康づくりの一層の推進について

超高齢社会を迎える中、生活習慣病の増加、健康に対する県民の意識の高まりなど、健康づくりを取り巻く環境は大きく変化している。

特に、喫煙については、がんや心疾患等、様々な疾病の要因となることから、今般成立した改正健康増進法による受動喫煙防止のための

規制強化を受け、本県の実情に応じた実効性の高い対策を講じること。

(4) 男性不妊の理解促進について

不妊の原因は男女それぞれ半数ずつであると言われているが、平成29年度の本県の特定不妊治療助成件数を見ると、総件数1,958件のうち男性を対象としたものは14件と少なく、まだまだ周知が足りないものとする。そこで、男性不妊についての理解促進を図ること。

(5) 地域包括ケアシステムの深化・推進等について

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、地域包括ケアシステムの構築が進められているところであるが、今後も市町において地域の特性を踏まえつつ、更なる深化・推進を図っていくことが重要である。これらの実現に向けて、県は、機運醸成や人材育成など、市町の取組に必要な支援に努めること。

(6) 全国障害者スポーツ大会に係る開催準備について

第22回全国障害者スポーツ大会（いちご一会とちぎ大会）を4年後に控え、各種基本方針の策定を進めるとともに、手話等の情報支援を行う情報支援スタッフの養成、大会参加者の障害特性に合った宿泊施設の確保や施設間の安全な輸送体制の整備、選手の育成・強化や指導者の養成・資質向上など、開催に向けた準備に万全を期すこと。

(7) 障害者雇用の促進について

障害のある人が、その能力と適性に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることができる共生社会の実現を目指すことは、本県にとっても重要な課題の1つである。

県では、障害者雇用への関心と理解を深め、雇用につなげていくため、障害者雇用優良事業所の表彰を行うとともに、職場体験の実施や受入事業所の開拓、とちぎジョブモールにおける求職者への相談支援等、各種事業を総合的に推進しているところである。

県、県教育委員会、警察本部等の行政機関における障害者雇用を推進することはもちろんのこと、民間企業においても雇用が一層促進されるよう、関係機関等と連携を図りながら各種施策の推進に努めること。

(8) 精神障害者への支援について

県では、障害の種別に応じて、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付しているが、手帳のカバーの色が異なってお

り、精神障害者団体からは、手帳の利用に際し心理的負担が生じているなどの指摘がされていることから、精神障害者が手帳を利用しやすい環境を整備するため、手帳のカバーの色の統一を図ること。あわせて、精神障害者の自立と社会参加をより一層促進するため、公共交通機関の事業者に対し、身体障害者・知的障害者と同様の運賃割引を働きかけること。

5. 農林業行政について

(1) 力強い農業の推進について

T P P 11 関連法案が可決され、日欧 E P A 交渉も参加国による署名が始まるなど、国際貿易の枠組みが変化し、本県においても特に畜産など農業への影響が懸念されることから、国に対して必要な対策を講じるよう要請するとともに、新たな国際環境にあっても、本県農業が持続的に発展できるよう農業者始め関係機関・団体に対して情報提供を行いながら体質強化を図ること。

(2) 「園芸大国とちぎづくり」の着実な推進について

本県の園芸は、農業産出額の4割を占めるまでに伸びてきているが、安全・安心な国産農産物に対するニーズの高まりを捉え、収益性の高い園芸生産の更なる拡大を図ること。

特に米の消費量が減少する中、生産者へのきめ細かな説明、相談対応を強化しながら、水田を活用した露地野菜への転換など土地利用型園芸の産地づくりに力を入れ、施設園芸の振興と併せて着実に施策を推進していくこと。

また、園芸大国とちぎづくりを目指すため、労働力不足解消に向けた対策を進めるとともに、いちごや梨など特徴ある農産物のブランド化を図れるよう、「大阪センター」の開所を機に、関西圏以西においても本県産農産物の P R に努めること。

(3) 国の森林環境譲与税（仮称）等について

今般、森林経営管理法が成立し、平成31年度からは、国の森林環境譲与税（仮称）等が創設される。

今後、新たな森林管理の仕組みとして、森林所有者の管理意向を踏まえ、市町による間伐等が行われることから、円滑な事業の推進を図れるよう、市町への支援の強化を図ること。

(4) 野生鳥獣被害への対策について

近年、シカ・イノシシの野生獣の生息域が、山地にとどまらず平野部にまで拡大しており、県南地域においては、河川区域内への営巣や市街地への出没が確認されるなど、県内ほぼ全域で被害を与えている。

鳥獣被害対策については、捕獲、防除、環境整備、人身被害防止対策など、関係部局や市町、関係機関が一層の連携を図り、取組を強化していく必要がある。

このため、県が設置した鳥獣被害対策本部及び地域鳥獣被害対策連絡会議において、河川敷における対策や県東地域へのシカ侵入防止対策などの地域課題について協議し、地域の実情を踏まえた対策を推進するとともに、ICTを活用した効率的な捕獲にも積極的に取り組むこと。

6. 教育行政について

(1) 教員の働き方改革の推進について

学校における教育課題が複雑化・多様化し業務負担が増加する中、教員の長時間勤務が問題となっている。働き方改革を推進し、児童生徒と向き合う本来の教員としての役割を十分に果たすことができるよう、実効性のある取組を推進すること。

(2) 運動部活動の在り方について

運動部活動の在り方については、国のガイドラインに基づき検討しているところであるが、安全管理の徹底を図るとともに、生徒の体力や技能の向上なども考慮しながら県としての方針を策定し、適正化に取り組むこと。

(3) 教職員の資質向上について

今般改訂された新学習指導要領において、児童生徒に身に付けさせたい資質・能力が明確化されたことを踏まえ、それらを確実に育むことのできるよう教員の資質向上に努めること。

また、教職員の不祥事が後を絶たないことから、その撲滅に向けて原因を分析し、再発防止に努めるとともに、コンプライアンスを厳格化し、かつ民間企業との積極的な人事交流の実施により様々な価値観に接する機会を確保するなど更なる対策を講じること。

(4) 教育環境の充実について

学校現場においては多様化・複雑化する課題を抱えている中、授業の改善及び児童生徒の学力の向上を図る必要がある。県においては、35人以下学級や非常勤講師の適正配置など、学校現場の実情を踏まえ、児童生徒一人ひとりに対してきめ細かな教育ができるよう取組を進めること。

また、今後増加が見込まれる外国人児童生徒に対し、市町と連携し対応を図ること。

さらに、いじめや不登校に対して、実効性のある対策や有効な支援を検討すること。

(5) キャリア教育の充実について

人口減少やグローバル化が進展する中、地域の活力を維持するため、地方創生の取組が行われているが、その実現に向け、地域を支える人材の育成が重要である。各学校では、社会的・職業的自立に向けたキャリア教育が実践されているが、民間企業との連携を更に強化し、実効性のあるキャリア教育の充実を図ると同時に、その重要性を広く社会と共有する必要がある。

そのためにも、教育委員会だけでなく知事部局の関係部署と連携しながら、キャリア教育をさらに充実させること。

(6) 国体に向けた競技力向上等について

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会並びに 2022 年本県開催のいちご一会とちぎ国体に向けて「栃木県競技力向上基本計画」における充実期に入っていることから、引き続き選手の発掘・育成・強化や指導者の養成・確保を行うこと。

また、選手の育成・強化をより効率的に推進するため、総合スポーツゾーン内に設置予定であるスポーツ医・科学センターの早期の整備に努めるとともに、国体の成功に向けた組織体制の整備等、準備に万全を期すこと。

7. 警察行政について

(1) 特殊詐欺を撲滅するための取組について

平成 30 年上半期における県内の特殊詐欺認知状況は、被害件数・被害額ともに前年同期を下回った。これは、コールセンターによる注意喚起や特殊詐欺被害防止検定、撃退機器の無償貸出し、金融機関等と連携した対策等の取組により、一定の成果が見られものとする。

しかしながら、被害者に占める高齢者の割合は依然として高く、全

体の約 75%を占めていることから、引き続き被害防止に向けた対策の強化を図ること。

（２）交通事故防止対策について

平成 30 年上半期における県内における交通事故は、発生件数、死者数、負傷者数いずれも前年同期と比べて微減しているものの、依然として交通事故死者数に占める高齢者の割合が約 7 割を占め、高止まりになっていることから、高齢者に重点を置いた諸対策を鋭意推進すること。